

羽島市広告付き避難場所等案内地図板設置事業者募集要項

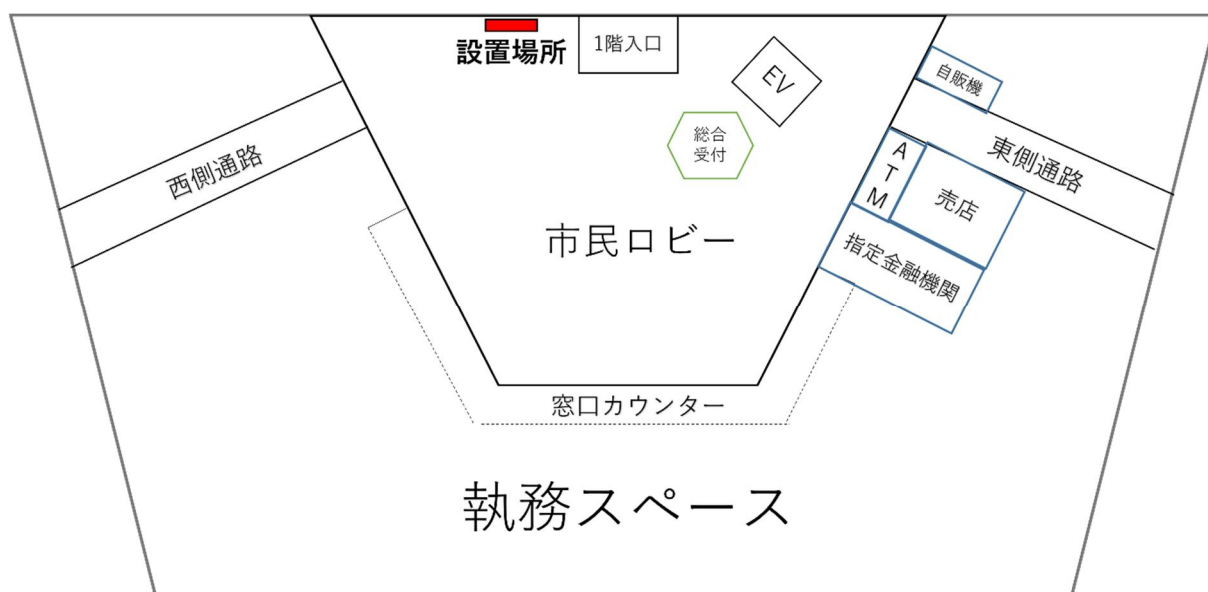
1 公募物件

(1) 所在地

羽島市竹鼻町55番地

(2) 設置場所

羽島市役所本庁舎1階ロビー



(3) 設置期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（5年間）

(4) 開庁日及び時間

毎日（午前8時45分から午後4時45分まで）（ただし、羽島市の休日を定める条例（平成2年羽島市条例第1号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(5) 貸付面積

2.1㎡（幅3.0m、奥行き0.7m、高さ2.1m程度）

(6) 公募形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付

(7) 最低応募本数・価格

30本/年 534,600円(税込) (3の(2)の①のイにより契約する電柱の本数)

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができるものとする。

(1) 人的要件

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第8条に規定する成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ③ 民法第12条に規定する被保佐人であって、同法第13条に規定する契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 民法第6条に規定する営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 契約的要件

次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。

- ① 羽島市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 羽島市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が羽島市と契約を締結すること又は羽島市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により羽島市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた

者

- ⑤ 正当な理由がなくて羽島市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 羽島市暴力団排除条例（平成24年羽島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 登録する営業所等の所在地における市町村民税及び消費税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

3 公募条件等

(1) 設置事業者の要件

設置事業者の公募申込について、過去5年以内に岐阜県又は岐阜県内市町村施設の案内板設置の実績があること。

(2) 貸付料等

① 貸付料

ア 1の(7)の最低応募本数・価格に示す価格以上で申込みがあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とする。

イ 使用料の支払いは、中電クラビス株式会社岐阜営業所又はテルウェル西日本株式会社東海支店が実施する羽島市内における広告付き避難場所看板（以下「避難場所看板」という。）の設置に係る契約により行う。

ウ 避難場所看板の契約期間は、1の(3)の設置期間を含むものとする。

② その他必要経費等

案内板の設置、撤去及び原状回復に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む。）、設置手続き及び維持管理等にかかる一切の費用は、設

置事業者の負担とする。また、案内板の運転に必要な光熱費等については全額設置事業者の負担とし、羽島市が発行する納入通知書により、羽島市の指定する期限までに全額納入するものとする。

③ 契約状況の報告

設置事業者は、避難場所看板の契約書の写しを提出するものとする。

(3) 案内板の仕様について

① 案内板本体の仕様

ア 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とすること。

イ できる限り、周囲と調和のとれた色合いに調整すること。

② 地図枠の仕様について

ア 国土地理院の地図をベースに作成すること。

イ 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとすること。

ウ 地図は、「羽島市全域図」とすること。

エ 避難場所及び公共施設等（以下「避難場所等」という。）の羽島市が指定する地点を分かりやすく表示し、見つけやすくなるよう座標表示や番号等で一致させ表示すること。

オ 避難場所等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新すること。

③ 広告枠の仕様について

ア 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示や番号等で一致させること。

イ 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

ウ 地図上に広告主の表示を行う場合は、避難場所等の表示に支障がないように行うこと。

④ その他

ア スマートフォン等によるQRコードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携が可能なものとする。

イ 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、羽島市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成すること。

ウ A4版パンフレットが21種類以上備え付けられるラックを備え付ける

こと。

エ 案内板の製作については、ISOを取得した事業者にて製作すること。

(4) 使用上の制限

- ① 案内板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできない。
- ② 広告主及び掲載する広告の内容については、羽島市有料広告掲載に関する要綱（平成19年羽島市告示第29号）に適合するものとし、あらかじめ羽島市の承認を得ること。
- ③ 地図や広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を羽島市へ提出し、承認を得ること。

(5) 維持管理等

- ① 電照時間は、タイマー等により1の(4)の開庁日及び時間とすること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスを変更・移転等が発生する度に適宜行うこと。また、1年に1度は周辺地図全体を張替えること。

(6) 管理責任等

次のことを遵守すること。なお、羽島市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、羽島市は一切の責任を負わないものとする。

- ① 案内板の設置管理、故障時の対応及びその他の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
- ② 案内板を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震での転倒防止に備え対策を行い安全に設置すること。
- ③ 案内板の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、案内板に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は、広告掲載者に帰属します。また、羽島市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

(7) 契約の解除について

羽島市が許可物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、当該市有施設を廃止するとき、設置事業者（借受者）がこの要項に定める事項のいずれかに違反する行為を行ったときその他羽島市が必要と認めるときは、貸付契約を解

除することができるものとする。この場合において、羽島市は、避難場所看板の解約に伴う費用を一切補償しない。

(8) 自己都合による案内板の撤去

① 設置事業者は、設置許可の期間が満了する前に自己の都合により案内板を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の6月前までに羽島市に書面により通知しなければならない。この場合において、羽島市は、避難場所看板の撤去に伴う費用を一切補償しない。

② 使用期間満了前に自己都合により案内板を撤去した場合は、同物件にかかる次の公募手続きに参加できないものとする。

(9) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復しなければならない。また、設置事業者は、原状回復に際し、一切の補償を羽島市に請求することができないものとする。

(10) 避難場所看板について

設置事業者が避難場所看板の広告主を募集して設置を行うことを妨げない。その場合、設置事業者が仲介して設置されたことが確認できる書類を提出すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

① 申込先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地
羽島市役所情報・防災庁舎1階 危機管理課

② 申込期間

令和8年7月23日（木）から令和8年8月10日（月）まで（ただし、休日を除く。）の午前8時45分から午後4時45分まで（ただし、正午から午後1時00分まで（以下「休憩時間」という。）を除く。）

③ 申込方法

持参又は郵送（配達証明又は簡易書留）によるものとし、電話、ファックス、及び電子メールによる受付は行わない。

(2) 必要書類（各1部）

① 羽島市広告付き避難場所等案内地図板設置事業者申込書（第1号様式）

- ② 契約本数申告書（第２号様式）※封筒に入れ封緘及び割印し、表面に「案内板」及び申込者の所在地(住所)及び名称（氏名）を表示すること。
- ③ 印鑑登録証明書の写し（法人の場合、代表者印鑑証明書）（発行後３月以内のもの）
- ④ 法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書の写し、個人の場合は、市区村長が発行する身分（元）証明書（発行後３月以内のもの）の写し。
- ⑤ 納税証明書の写し（発行後３月以内のもの）

ア 国税に係る納税証明書

- (ア) 法人の場合は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書。
- (イ) 個人の場合は、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書。

イ 市町村民税完納証明書等

事業者（契約締結等の権限を営業所等に委任する場合は、営業所等）の所在地における市町村民税の完納証明書

- ⑥ 類似業務の実績を示す資料（任意様式）
 - ⑦ 案内板設置事業企画詳細(案内板のイメージ図又は写真を含む) (任意様式)
 - ⑧ 事業者の広告掲載方針（任意様式）
- ※ 羽島市入札参加資格者名簿への登録をしている事業者については、③から⑤の提出書類を省くことができる。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和８年７月２３日（木）から令和８年７月２９日（水）まで（ただし、休日を除く。）の午前８時４５分から午後４時４５分まで（ただし、休憩時間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（第３号様式）を担当部署に持参、郵送、ファックス又は電子メールでの送付とする。

E-mailアドレス：kiki@city.hashima.lg.jp

(3) 質問への回答

羽島市ホームページにおいて令和８年８月３日（月）に回答を公表する。

URL:<http://www.city.hashima.lg.jp/>

6 設置事業者の資格要件の審査・決定

- (1) 4の(1)の②の申込期間終了後直ちに、契約本数申告書を開封し、設置候補者を決定する。避難場所看板を契約する電柱の本数（以下「契約本数」という。）の最高の者の参加資格要件の書類審査を行ったうえ、設置事業者とする。ただし、同数となった場合は、くじにより設置事業者を決定する。
- (2) 設置候補者に応募参加資格がないと認めた場合は、当該設置候補者に次ぐ契約本数で有効な応募を行った者を新たな設置候補者とする。
- (3) 設置事業者を決定したときは、羽島市ホームページにおいて結果を公表する。
- (4) 設置事業者は、決定後速やかに契約を締結すること。
- (5) 契約は、申込者名義で行うこと。
- (6) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて設置事業者の負担とする。

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

- (1) 設置事業者に決定した事業者は、速やかに設置までのスケジュールを提出すること。
- (2) 公募に係る費用は、すべて申込者の負担とする。
- (3) 審査の結果にかかわらず、提出された申請書類等については一切返還しない。

9 募集に関する問い合わせ先

羽島市役所 市長室 危機管理課

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地

電話：058-392-1111（内線5103）

FAX：058-394-0250

E-mail アドレス：kiki@city.hashima.lg.jp

URL:<http://www.city.hashima.lg.jp/>